

MEGANET Proご利用の小売様 各位

電子帳簿保存法及びインボイス制度への対応

～ 対応準備Step及びデータ保存対応について ～

2022年10月18日

B2Bサービス株式会社 インボイス担当

目次

1. インボイス制度の概要2
2. 眼鏡業界で想定されるインボイスの対応イメージ4
3. インボイス制度で想定されるシステム対応概要7
4. 業態別のインボイス対応に向けた準備について12
5. インボイス制度と電子帳簿保存法の関係と適用範囲について17

1. インボイス制度の概要

インボイス(適格請求書)とは

売手が買手に対して、**正確な適用税率**や**消費税額等**を伝えるものです。
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「**登録番号**」、「**適用税率**」及び「**消費税額等**」の記載が追加された**書類やデータ**をいいます。

インボイス制度とは

<売手側>

売手である登録事業者は、買手である**取引相手(課税事業者)**から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

<買手側>

買手は**仕入税額控除**の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

※買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

消費税課税事業者とは

- ・課税期間の基準期間に課税売上高が、1,000万円以上の事業者。
この事業者は、消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要がある。
(注)課税期間:原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度
基準期間:原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度
- ・但し、課税期間の基準期間に課税売上高が、5,000万円以下の事業者は、簡易課税制度を選択することが可能。(みなし仕入れ率の適用でインボイスに係る事務負担軽減)

<参考>消費税の負担と納付の流れ

* 国税庁:適格請求書等保存方式の概要 -インボイス制度理解のために- より引用



2. 眼鏡業界で想定されるインボイス対応イメージ



眼鏡業界の場合で教えてください。

業種は同じでも、業界毎の商習慣によって、それぞれの対応が必要です。

インボイスに必要なデータ(伝票)は、仕入金額の確定の方法別に、次のように作成します。

1. 仕入金額を請求書で確定する

- ・作成するインボイス(適格請求書): 請求書(請求企業(売り手側)の課税事業者登録番号必要)
- ・作成者: 請求企業(売り手側)
- ・確定方法: 請求企業(売り手側)より小売業(買い手側)に請求書(明細必要)を発行し確定
⇒ 確定した請求書(明細必要)を小売業(買い手側)、卸売業・製造業(売り手側)双方で保存

2. 仕入金額を仕入明細の提示で確定する

- ・作成するインボイス(適格請求書): 仕入明細書(仕入先(売り手側)の課税事業者登録番号必要)
- ・作成者: 小売業(買い手側)
- ・確定方法: 小売業(買い手側)より仕入先(売り手側)に仕入明細を発行し、仕入先の確認・了承で確定
⇒ 確定した仕入明細を小売業(買い手側)、卸売業・製造業(売り手側)双方で保存

(注) 仕入金額と同様に販売金額(売上)も保存し、仕入税額控除時に提示



返品や販売奨励金は
どのようになりますか？

返還インボイスの発行が必要
です。小売業、仕入先側どちら
も下記の要領で発行できます。

返還インボイスの発行要領

1. 作成者が仕入先側(卸売業、製造業)の場合

- ・返還インボイス(返還適格請求書): 請求書(請求企業(売り手側)の課税事業者登録番号必要)
- ・確定方法: 請求企業(売り手側)より小売業(買い手側)に請求書(明細必要)を発行し確定
⇒この時の記載項目として、返品・販売奨励金の基となった販売を行った年月日又は期間が必要。
(定期的な販売に対する返品・販売奨励金は、月締めでの記載も可能)

2. 作成者が買い手側(小売業)の場合

- ・返還インボイス(返還適格請求書): 仕入明細書(仕入先(売り手側)の課税事業者登録番号必要)
- ・確定方法: 小売業(買い手側)より仕入先(売り手側)に仕入明細を発行し、仕入先の確認・了承で確定
⇒この時の記載項目として、返品・販売奨励金の基となった仕入を行った年月日及び期間が必要。
(定期的な仕入に対する返品・販売奨励金は、月締めでの記載も可能)

仕入方法によっても
違いはありますか？

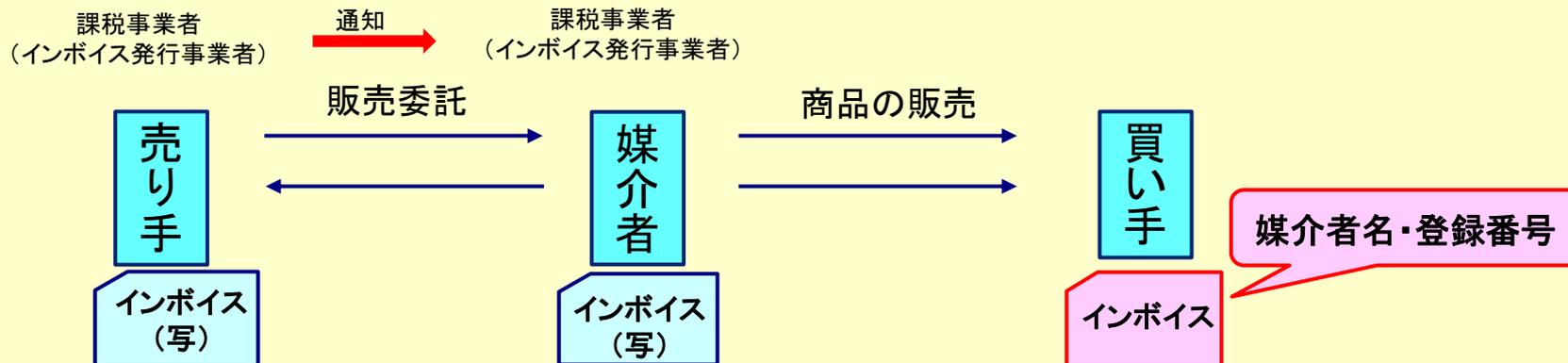
媒介者(帳合い)を通じた取引
等、仕入方法に適応したいくつ
か特例が設けられています。



帳合い事業者(卸売業等)の請求書で仕入を確定

- ・作成するインボイス(適格請求書):請求書(請求企業(売り手側)の課税事業者登録番号必要)
 - ・作成者:請求企業(売り手側)
⇒複数の発注先(一次卸・製造業)を取りまとめた帳合いの場合も、帳合い事業者が一括して作成可能
 - ・確定方法:請求企業(売り手側)より小売業(買い手側)に請求書(明細必要)を発行し確定
⇒確定した請求書を小売業(買い手側)、請求書の写しを帳合い(媒介者)及び帳合いを委託した製造業(売り手側)の3カ所で保存
- (注)媒介者特例:この特例を受けるには、媒介者(卸売業)、帳合い引受先製造業(売り手側)双方が課税事業者の時に適用可能また、帳合い引受先製造業(売り手側)が課税事業者であることを事前に通知することが必要

<媒介者(帳合い)特例のイメージ図>



3. インボイス制度で想定されるシステム対応概要

インボイス対応で
新たに発生する項目

課税事業者登録番号の記載

税率ごとの消費税合計額の記
載

適格返還請求書
(返還インボイス)の対応

端数処理は1請求・税区分
ごとにそれぞれ1回

発行側・受領側双方の請求書
保存義務

対応要件

インボイス対応で必要となる
システム改修・構築

納品書・請求書等の
レイアウト変更

基幹システムの
税率計算方法変更

返還インボイス対応業務
及びシステム構築

基幹システムの変更

伝票の電子化と
保存システム構築

<参考>小売業のレシートの変更イメージ

* 日本DIY・HC協会主催の2022年9月実施インボイス制度理解のためのセミナー より引用

POSプログラムの変更やメッセージの設定追加等の対応が必要になります。

例 1

TEC
笑顔をつなぐ
人とお店の接点に
UILL. mcltes Value

大崎店 03-5678-1234

ご来店、誠にありがとうございます
2021年06月25日(金) 12:06 170001

責No00000020テック八郎

*レタス	¥780
花王 かんたんMPスプレ	¥298
*たまねぎばら	¥28
小計	¥1,106
(10%税対象 ¥298)	
10%税	¥29
(8%税 対象 ¥808)	
8%税	¥64
外税計	¥93
(税合計 ¥93)	
合計	¥1,199

その他券類 ¥1,199
お釣り ¥0
お買上点数 3点

*印は軽減税率(8%)適用商品です
事業者番号 1234567890123

登録番号 (2023年10月~)

レシートNo0171 店No00001

税マーク
買上明細
税明細
***印が軽減税率適用商品である旨の表記**

例 2

TEC
笑顔をつなぐ
人とお店の接点に
UILL. mcltes Value

テックレストラン 03-1111-1111
東京都品川区大崎1-11-1
いつもありがとうございます

2021年 9月 3日(金)01時32分001601

ミニクロワッサン	¥80内
T 惣そばパン	¥160内
小計額	¥240
(8%課税対象 ¥160)	
(8%課税額 ¥11)	
(10%課税対象 ¥80)	
(10%課税額 ¥7)	
(消費税 等 ¥18)	
合計	¥240
預/現計	¥240
合計点数	2点

T印は軽減税率(8%)適用商品
登録番号 1234567890123456

登録番号 (2023年10月~)

01 扱田中 No. 0439

買上明細
税マーク
税明細
T印が軽減税率適用商品である旨の表記

<参考>小売業等で発行する領収書の変更イメージ

* 日本DIY・HC協会主催の2022年9月実施インボイス制度理解のためのセミナー より引用

POS領収証も「区分記載請求書」や「適格請求書」の必要記載事項を満たすために、明細付タイプのもので発行する必要があります。
基幹システムの変更やメッセージの設定追加等の対応が必要になります。

例1 横型

領 収 証		2021年06月25日(金)																																											
様																																													
¥1,199-																																													
上記正に領収しました(消費税等 但し(食料品等・雑貨等))		93円を含みます)																																											
テックストア大崎店 東京都品川区1-2-3 ※保管上のお願 財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。	事業者番号 1234567890123 TEL: 03-1234-5678	担当者 0020-0036-0169																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>*印は8%対象商品</td> <td>2021年06月25日(金)12:06</td> <td>店No000001</td> </tr> <tr> <td>貴No00000020</td> <td>テック八郎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>*レタス</td> <td>¥780</td> <td></td> </tr> <tr> <td>*花王かんたんMPSプレ</td> <td>¥298</td> <td></td> </tr> <tr> <td>*たまねぎばら</td> <td>¥28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>¥1,106</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10%税対象</td> <td>¥298</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8%税対象</td> <td>¥808</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8%税</td> <td>¥64</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外税計</td> <td>¥93</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(税合計)</td> <td>¥98</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>¥1,199</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お買上点数</td> <td>3点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レシートNo</td> <td>00169</td> <td></td> </tr> </table>				*印は8%対象商品	2021年06月25日(金)12:06	店No000001	貴No00000020	テック八郎		*レタス	¥780		*花王かんたんMPSプレ	¥298		*たまねぎばら	¥28		小計	¥1,106		10%税対象	¥298		8%税対象	¥808		8%税	¥64		外税計	¥93		(税合計)	¥98		合計	¥1,199		お買上点数	3点		レシートNo	00169	
*印は8%対象商品	2021年06月25日(金)12:06	店No000001																																											
貴No00000020	テック八郎																																												
*レタス	¥780																																												
*花王かんたんMPSプレ	¥298																																												
*たまねぎばら	¥28																																												
小計	¥1,106																																												
10%税対象	¥298																																												
8%税対象	¥808																																												
8%税	¥64																																												
外税計	¥93																																												
(税合計)	¥98																																												
合計	¥1,199																																												
お買上点数	3点																																												
レシートNo	00169																																												

例2 縦型

領 収 証	
様	
¥14,389	
(消費税等 ¥1,289を含みます) 上記正に領収しました	
現計	¥14,389 ¥1,289
※保管上のお願 財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。	
0001-0002-0010	
2016年12月21日(木) 14:36 No:0001	
0000000000100	0001スーパーロードジャケット
	麻理中国産
	¥10,280
0000000000101	0001ファイニングロケーション
	化繊 シンガポール製
	¥2,989
4868442502345	0010コフェオレ
	靴
	¥600
4868442509539	0010コーヒート
	フレンド
	靴
	¥500
小計	¥14,389
内税対象額	8.00% ¥1,100
内税	8.00% ¥81
内税対象額	10.00% ¥13,289
内税	10.00% ¥1,289
合 計	¥14,389
(内消費税等	¥1,289)
 a20161221000100001a	
お買い上げありがとうございます。 またご来店をお待ちしております	
軽は軽地産車(8%)適応商品 事業者番号1234567890123456 貴No:00000001:税居七子 取引No0009 4点買	

(注)機種により、縦型か横型が選択できるものや、どちらか一方だけが可能なもの、明細付きでの領収証が発行できないものがあります。

<参考>小売業等で発行する領収書の運用回避時イメージ

* 日本DIY・HC協会主催の2022年9月実施インボイス制度理解のためのセミナー より引用

明細印字機能が無い場合や領収証を後発行する場合には、領収証に明細レシートをホチキス留めて割印を押下する等で運用回避する方法があります。

但しそのような運用回避を行う場合には、事前に所轄税務署にご確認下さい。

2021年06月25日(金)

領 収 証

様

¥ 1, 1 9 9 -

上記正に領収しました(消費税等
付し (食料品等・雑貨等) 93円を含みます)

テックストア大崎店
東京都品川区1-2-3 TEL:03-1234-5678
※保管上のお願い
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者 0020-0034

大崎店 03-5678-1234

ご来店、誠にありがとうございます
2021年06月25日(金)12:06 レジ0001

責No00000020テック太郎

笑顔をつなぐ
人とお店の接点に
WILL makes Value

ホチキス留め

割印

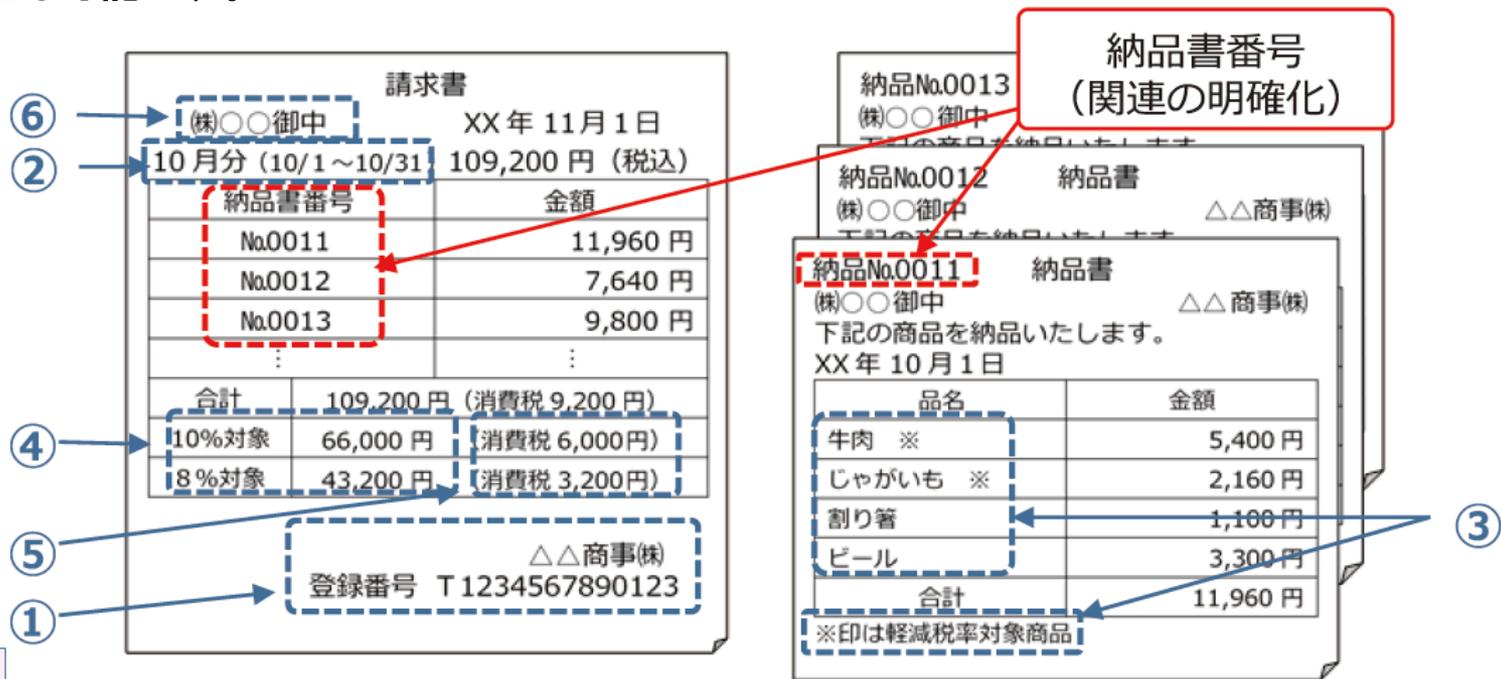
*レタス	¥780	
花王 かんたんMPスプレ	¥298	
*たまねぎばら	¥28	
小計	¥1,106	
(10%税対象	¥298)	
10%税	¥29	
(8%税 対象	¥808)	
8%税	¥64	
外税計	¥93	
(税合計	¥93)	
合計	¥1,199	
その他券類	¥1,199	
お釣り	¥0	
お買上点数	3点	
*印は軽減税率(8%)適用商品です		

レシートNo0165 店No00001

<参考>卸売業・製造業で発行する適格請求書イメージ

* 国税庁:適格請求書等保存方式の概要 -インボイス制度理解のために- より引用

- ・請求書による適格請求書は、下記の記載自供を満すことが必要です。
- ・請求書の明細を納品書との組合わせて適格請求書とすることも可能です。



記載事項

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率 |
| ② 取引年月日 | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨) | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |

4. 業態別のインボイス対応に向けた準備について

4-1. インボイス制度の導入は、業務フローを見直す絶好の機会

インボイス制度は、企業間取引において、販売時にも購入時にも対応するシステムやデータが増えることになります。

販売時の伝票発行では、処理ルールの見直し、仕入時は、仕入先の選定や仕入金額の保存ルールを見直す必要があります。

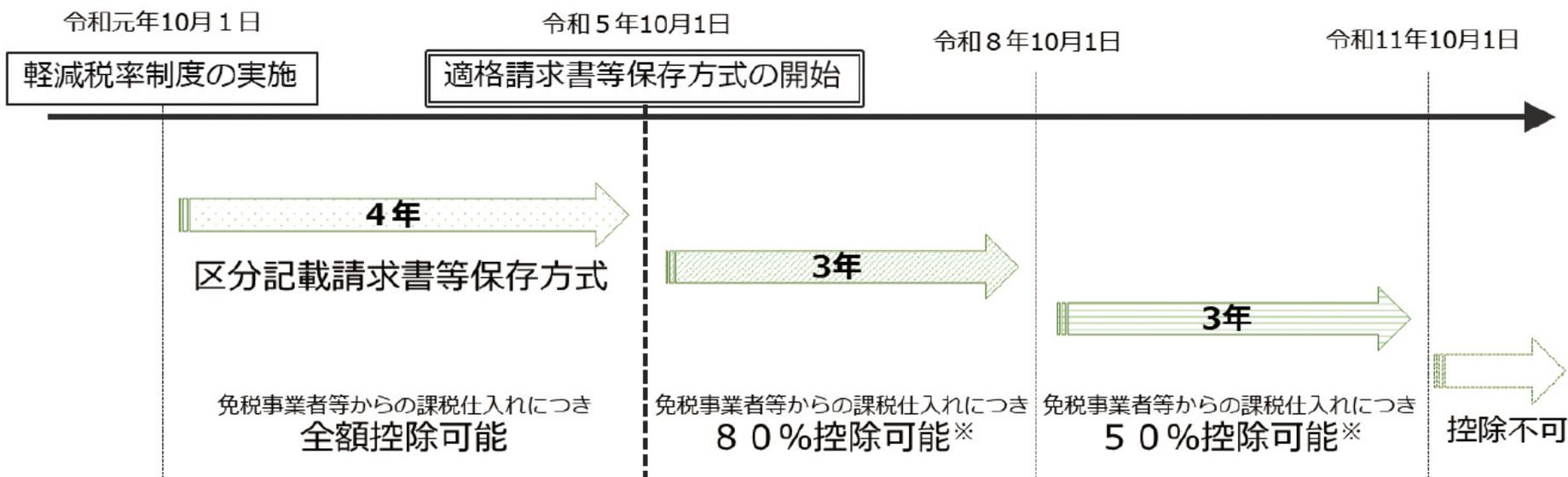
なので、業務フローを見直す絶好の機会です。

4-2. 免税事業者との取引における経過措置

インボイス制度では、免税事業者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額の控除を受けることができない

制度開始後6年間は、免税事業者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置

* 国税庁: 適格請求書等保存方式の概要 -インボイス制度理解のために- より引用



※ この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

小売業

①インボイス対応方法決定

* 自社が免税事業者の場合は、
免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応
に関するQ&A参照

1. 簡易課税制度の適用を検討
2. 自社の仕入れ・経費は適格請求書が必要か確認
3. 受け取った適格請求書の保存・管理方法の検討
⇒電子取引の場合：データ及びデータ保存方法
⇒伝票の場合：インボイス要件記載フォーム
* 免税事業者からの仕入れは、経過処置を考慮
4. 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討
⇒仕入税額計算方法：原則積み上げ計算
* 但し、売上税額が割り戻し計算の場合は、
割り戻し計算も認められる
5. 対応方法に沿って、システム改修実施

②取引先への対応周知

* 添付のインボイス 登録番号通知とお願い サンプル参照

1. 開始時期、適格請求書対応準備状況
⇒仕入先が適格請求書発行事業者の登録を
受けるか事前に確認
2. 適格請求書の対応伝票について
⇒何が適格請求書となるかについて、
仕入先との間で認識を統一（請求、支払案内等）
* 十分な周知期間が必要：取引先数に比例し増加

卸売業、製造業

①インボイス対応計画決定

* 添付のインボイス 登録番号通知とお願い サンプル参照

1. 取引先からバラバラに発生する対応要請の整理
⇒取引先との取引について適格請求書の交付が求められる取引かどうか確認
* 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認
2. システムの対応時期・要領の検討
⇒会計年度等を事前調査し対応計画を策定
3. 適格請求書の写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討
⇒電子取引の場合：データ及びデータ保存方法
⇒売上税額計算方法：積上げ計算と割り戻し計算

②適格請求書の作成実施

1. 何を適格請求書とするか、その交付方法
⇒取引先(小売業等)と事前に認識を共有
2. 伝票の場合：インボイス要件記載フォームの確認
⇒業界標準の利用、インボイス対応伝票利用
登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要
3. 何を適格請求書にするか、どう交付するか、を検討
⇒システム改修やクラウド利用の検討を実施

<参考> 検索要件の充足方法(電子取引等の電子データ保存の簡易対応方法)

1. 検索要件の概要(規則2⑥六ほか)

帳簿等

スキャナ

電子取引

- 電子帳簿等保存(※)・スキャナ保存・電子取引データ保存のいずれにおいても、①～③の条件を**全て満たす形**で検索要件を充足することが必要

条件① 取引等の「日付・金額・相手方」で検索ができる

条件② 「日付・金額」について範囲を指定して検索ができる

条件③ 「日付・金額・相手方」を組み合わせで検索ができる

(※) 優良な電子帳簿の要件を満たさない「その他の電子帳簿」は含まない。

2. 検索要件の充足方法に関する例外

例外1

電子取引

- 電子取引データ保存については、以下の方法でも可
(取扱通達4-12)

(1) 規則的なファイル名を付す方法

データの**ファイル名**に規則性をもって所定の項目を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、**フォルダの検索機能**が活用できる

(規則性を有したファイル名の例)

20210131_110,000_(株)震商事.pdf
20210210_330,000_国税工務店(株).msg
20210228_330,000_国税工務店(株).pdf
20211217_220,000_(株)震商事.msg
20211227_550,000_国税工務店(株).pdf

(2) 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で**索引簿**を作成しておくことで、**表計算ソフト等の機能**を使って検索できる

(索引簿の例)

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110,000	株震商店	請求書
2	20210210	330,000	国税工務店株	注文書
3	20210228	330,000	国税工務店株	領収書
...				
49	20211217	220,000	株震商店	請求書
50	20211227	55,000	国税工務店株	領収書

例外2

帳簿等

スキャナ

電子取引

- 保存データについて、質問検査権に基づいて当局が行う「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている場合には、**条件②③(範囲指定、組み合わせでの検索)は不要**。
- ただし、**税務職員がダウンロードを求めたデータ全て**について応じられること等が必要。

例外3

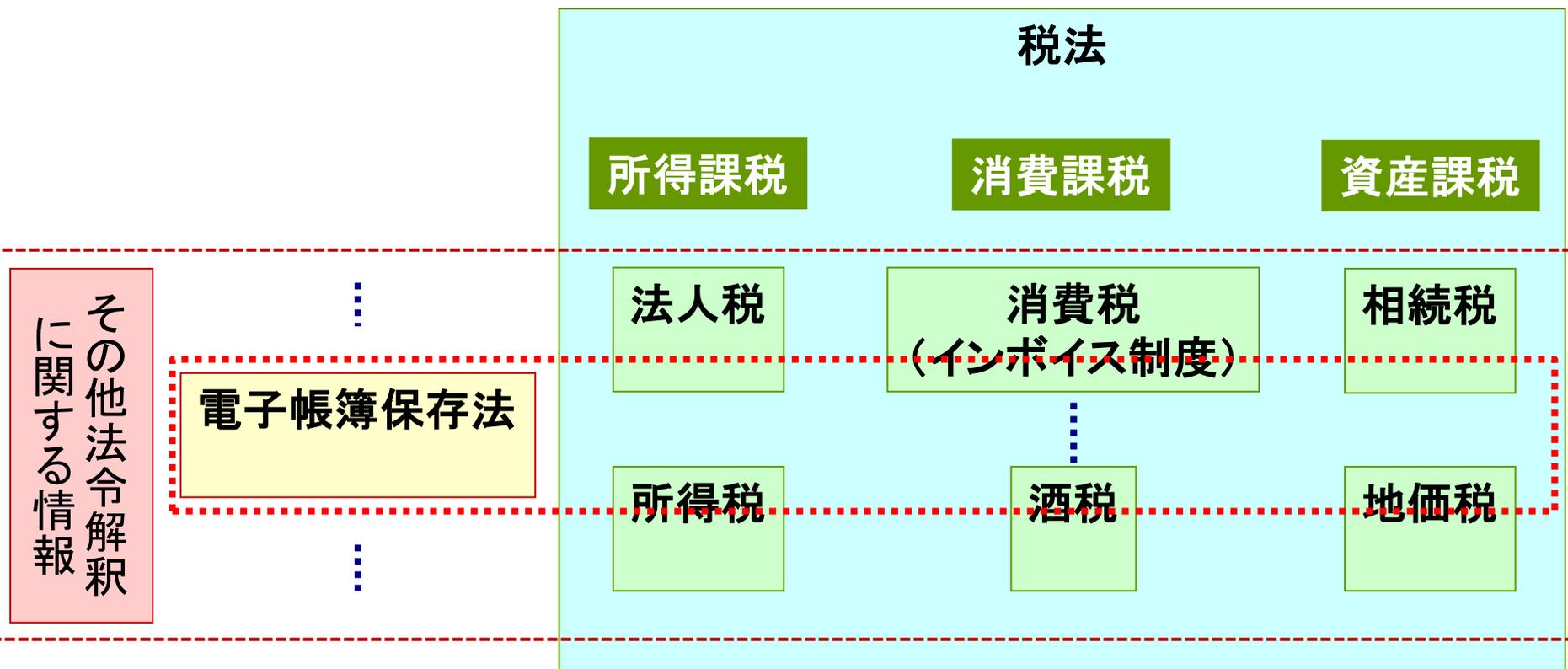
電子取引

- 電子取引データ保存については、以下をいずれも満たす場合には、**検索要件自体を満たすことが不要**
 - 当局が質問検査権に基づいて行う「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている
 - 2年前(2期前)の売上高が1,000万円以下

(注) 例外1については、スキャナ保存でも利用可能だが、検索要件以外の要件(例:バージョン管理)も満たす必要がある。

5. インボイス制度と電子帳簿保存法の関係と適用範囲について

- ・電子帳簿保存法: 税務関係帳簿書類のデータ保存を可能とする法律で、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の制度
- ・インボイス制度: 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額を伝えるための制度



<参考> 電子帳簿保存法の改正内容に沿った対応及び宥恕処置

令和3年度の電子帳簿保存法改正による電子取引情報への処置

現在

第七条所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

- ・電子帳簿保存法において、申告所得税・法人税に係る保存義務者は、電子取引(請求書・領収書等の授受を電子データで行う取引をいいます。)を行った場合の電子データ(原本)の保存義務が定められています。
なお、電子データを印刷する行為自体を禁止するものではありません。
- ・令和3年までは、電子データを印刷した書面をもって保存義務を履行可能でしたが、令和4年以後に行う電子取引については電子データの保存が必要となります。

令和4年度宥恕処置



2年間特定の条件下で書面保存可

宥恕処置

令和4年度与党税制改正大綱で、令和5年(2023年)12月31日までの2年間は下記の一定の要件下で引き続き電子取引を紙で保存することができるように経過措置を講ずる。

<経過措置適用要件>

1. 当該電子取引の取引情報を、電子帳簿保存法第7条が定める保存要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認められること
2. 出力書面によって適切に保存していること
(質問検査権に基づく書面の提示または提出の求めに応じられるようにしていること)

この宥恕措置の適用にあたって、納税者から税務署長への手続などは要しない。

(注)最終的な対応は、各企業ごとに担当の税務当局へのご確認をお願いいたします。

<参考> 電子取引データの厳格な保存のポイントについて

電子取引とは、次のように該当する取引形態が多くあります。

- (1)電子メールにより請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)を受領
 - (2)インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)
又はホームページ上に表示される請求書や領収書等の画面印刷(いわゆるハードコピー)を利用
 - (3)電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用⇒サービスに記録保存されたデータ
 - (4)クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる
決済データ等を活用したクラウドサービスを利用⇒サービスにより生成出力されたデータ
 - (5)特定の取引に係るEDIシステムを利用⇒システム内に記録保存されたデータ
 - (6)ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用⇒FAX受信イメージ
 - (7)請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領
- これらの電子取引データは、下記の電子データ保存対応が求められております。

①保存場所と保存期間

- 1.電子取引データは、各税法に定められた納税者の所在地に7年間(実質8年2ヶ月)保存が必要
- 2.納税地で閲覧できればクラウドサーバ上で保存することも可能

②保存するデータへの処置

- 1.タイムスタンプ付与データの授受
- 2.電子取引データの授受後遅滞なくタイムスタンプを付与
- 3.訂正削除不可等のシステムを使用して電子取引データを授受及び保存
- 4.訂正削除防止に関する事務処理既定の備え付け及び運用

③電子取引データの保存要件

- 1.関係書類の備付け:
システムの概説書や
操作マニュアル等
- 2.見読性の確保:
整然とした形式で明瞭な
状態での出力ができること
- 3.検索要件:
「取引年月日」「取引金額」
「取引先」で2項目 & 範囲指定

< 参照資料等の確認・ダウンロードサイト一覧 >

- ・国税庁: 適格請求書等保存方式の概要
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>
- ・国税庁: 電子帳簿保存法一問一答
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf
- ・適格請求書等保存方式に関するQ&A
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>
- ・免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A
https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice/invoice_qanda.pdf
- ・免税事業者向けパンフレット
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>
- ・電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止(令和3年度税制改正)に関する宥恕措置について
https://www.mof.go.jp/tax_policy/20211228keikasoti.html
- ・国税庁: インボイス制度特設サイト
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>
- ・9月13日実施セミナー資料の掲載場所: 日本DIY・HC協会のHP>会員社、業界の方へ>流通システム関係情報
セミナー等の催事における説明資料のコーナーに掲載
<https://www.diy.or.jp/i-information/for-members/ds-information.html>